居宅介護支援に関するQ&A

平成30年6月22日台東区介護保険課事業者担当

①退院時カンファレンスについて

カンファレンスについて、医療機関だけでなく、サービス提供事業者も全て参加していれば、それをサービス担当者会議として置き換えられるか?

→ 病院の承諾を得たうえで、退院時カンファレンスの場において、介護保険の運営基準に 基づくサービス担当者会議として開催されていればOKです。(※なお、本人が退院次第、 早急に自宅での再アセスメントを行ってください。)

(退院時カンファレンスは医療機関等が主催であるが、サービス担当者会議は、東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年3月27日台東区条例第2号)第16条第9号の規定により、介護支援専門員が主催しなければならない。)

②退院・退所情報記録書について

退院時に病院からの看護サマリーに同内容が記されていれば、それを代用できるか? (記録書は一字一句CMが作成すべきものか?)

→ 基本的には介護支援専門員が病院等に赴き、情報を得て記載することを想定しているものであるため、例え看護サマリーに必要な情報が全て網羅されていたとしても、看護サマリーを以て退院・退所情報記録書に代わるものとして取り扱うことは不適当であると考えます。(病院・施設等職員に対して、一方的に退院・退所情報記録書等の記載を求めることは不適切と考えます。)

ただし、病院等職員と面談して適切に情報共有を行った上で、結果として、病院等職員が自ら情報記録書等を記載することを妨げるものではなく、その場合、介護支援専門員が改めて当該情報記録書等に記入し直す必要はありません。

【介護保険最新情報 v o l . 79

「平成21年4月改定関係Q&A(VoI.2)(平成21年4月17日)」】

○退院・退所加算の情報提供書の取扱いについて

(問29) 退院・退所加算 (I)・(Ⅱ) の標準様式例の情報提供書の取扱いを明確にされたい。また、情報提供については、誰が記入することを想定しているのか。 (答)

退院・退所加算(I)・(II)の標準様式例の情報提供書については、介護支援専門員が病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、適切なケアプランの作成に資するために、利用者に関する必要な情報の提供を得るために示したものである。

したがって、当該情報提供書については、上記の趣旨を踏まえ、介護支援専門員が記入することを前提としているが、当該利用者の必要な情報を把握している病院等の職員が記入することを妨げるものではない。

なお、当該情報提供書は標準様式例であることを再度申し添える。

③入院時情報連携加算について

必要な情報を電話にて提供した場合も基準を満たすか? (提供手段を支援経過記録等に残していればOKか?)

→ 医療機関を訪問する以外の方法であっても、利用者に関する必要な情報を提供した場合は算定できます。訪問以外の方法とは、文書(書面・FAX・電子メール等)や口頭(電話)のどのような方法で情報提供しても差し支えありません。

ただし、情報提供を行った日時、内容、提供手段等について居宅介護支援経過等に記録しておくこと、且つ、FAXや電子メール、郵送等により情報提供を行った場合には、相手方が受け取ったことを確認し、確認したことについても記録しておいてください。

【介護保険最新情報voⅠ. 629

「平成30年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1) (平成30年3月23日)」】 〇 入院時情報連携加算について

(問139) 先方と口頭でのやりとりがない方法 (FAXやメール、郵送等) により情報 提供を行った場合には、送信等を行ったことが確認できれば入院時情報連携加算の算定は 可能か。

(答)

入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておかなければならない。

- ④退院・退所加算について
 - (例) 1回目 病院にて本人・家族・病院スタッフと会い、情報収集
 - 2回目 本人宅で家屋調査
 - 3回目 病院にてカンファレンス
 - この場合、退院・退所加算(Ⅲ)を算定できるか?

(退院・退所情報記録書の内容に関する情報収集であれば、問題ないか?)

→ 上記(例)のケースについては2回目がポイントとなります。2回目について、家屋調査の際、当該病院等の職員が同行している場合は、退院・退所加算(Ⅲ)が、同行していない場合は、退院・退所加算(Ⅱ)口の算定がそれぞれ可能です。